

新型コロナウイルス感染症の労働災害被災者数 (金沢労働基準監督署提供)

石川県内の新型コロナウイルス感染症の労働災害被災者は、令和2年の53人から令和3年に154人と2.9倍になっています。

金沢地区でも同様に28人が64人と2.28倍に増えています。

地域別	年別	労働災害	新型コロナ	それ以外
石川県内	令和2年	1,158	53	1,105
	令和3年	1,357	154	1,203
	増減数	199	101	98
	増減率	17.20%	190.60%	8.90%
金沢地区	令和2年	665	28	637
	令和3年	785	64	721
	増減数	120	36	84
	増減率	18.05%	128.57%	13.19%

会員からの労働相談コーナー（金沢労働基準監督署回答）

(問1) 新型コロナウイルス感染症対策で社員食堂の座席の間引き、非対面化を図ったため、社員が休憩時間に一齐に食事をとることができなくなり、昼の休憩時間を12:00~13:00を11:30~12:30と12:30~13:30に分割することにしたが、この場合、一齐休憩除外の労使協定は必要か。新型コロナウイルス感染症の蔓延期間だけの措置のつもりだが、労使協定のほかに就業規則も変更しなくてはならないか。

(新型コロナウイルス感染症防止対策のためであり、一時的なものなので届出が猶予されるということはないのか)

(答1) 新型コロナウイルス感染症の蔓延期間だけの一時的な措置であっても、就業規則で定めた休憩時間を変更して、一齐に与えなくした以上は、一齐休憩除外の労使協定も就業規則の変更も必要である。

(問2) 今後の感染症防止対策のための措置として、一時的に休憩時間を変える必要がある場合を想定した就業規則条文にしても良いか。「就業規則第〇×条（労働時間及び休憩時間）」

3 休憩時間は、12時00分から午後1時00分までとする。

ただし、感染症防止対策の措置として、一時的に休憩時間を変える必要がある場合は、午前11時30分から午後0時30分までと午後0時30分から午後1時30分までに分けて休憩時間とすることができる。」

(答2) 誰が午前11時30分から午後0時30分までの休憩時間であり、一齐休憩除外の労使協定で誰が午後0時30分から午後1時30分までの休憩時間であるかもわかる手続きを組み入れて 「就業規則第〇×条（労働時間及び休憩時間）」

3 休憩時間は、12時00分から午後1時00分までとする。

ただし、感染症防止対策のための措置として、一時的に休憩時間を変える必要がある場合は、労働基準法第34条第2項の労使協定を締結して、休憩を与えない労働者の範囲及び当該労働者に対する休憩の与え方を示して休憩時間を与えることができる。」

との規定が可能である。